

5. 精神疾患

本計画における精神疾患医療に関する医療圏の考え方は、精神病床における基準病床数が都道府県を一単位として定められていることおよび地域における医療機能の専門分化や連携を進める観点から、本府を総合的・多機能的な一つの圏域とした。

一方で、医療、保健、福祉との連携、疾患や医療機能などの状況に応じて、日常生活圏、一次医療圏、二次医療圏を重層的に考慮するものとする。

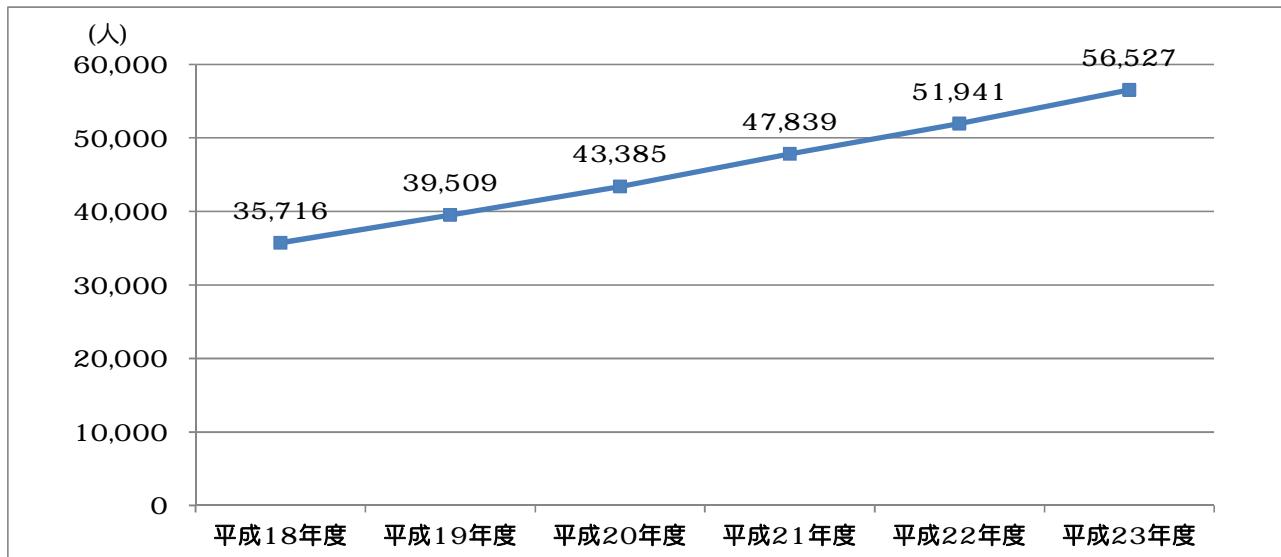
（1）大阪府の現状

ア. 精神疾患に関する現状

（ア）精神疾患患者数

- ・精神障がい者保健福祉手帳所持者数 56,527 人（平成 23 年度末）
- ・通院医療費公費負担患者数 119,187 人（平成 23 年度末）
- ・入院患者数 17,613 人（平成 23 年 6 月末）

図 3－3－5－1 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（大阪府内）



（イ）主たる精神疾患の患者数（平成 20 年度患者調査による推計総患者数）

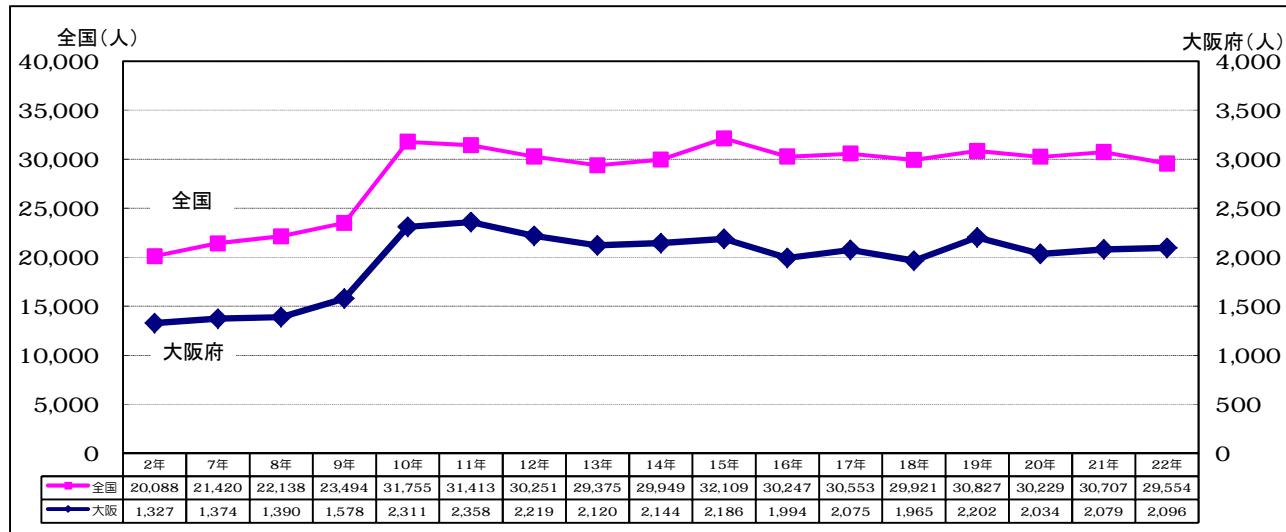
- ・統合失調症 約 32,000 人
- ・うつ病に代表される気分障がい 約 43,000 人
- ・認知症 約 16,000 人

（ウ）自殺者数の推移

- ・平成 10 年を境に、全国で自殺者が 3 万人以上と急増し社会問題化している。
- ・国によると、自殺による死亡者のうち約 9 割が、何らかの精神疾患に罹患していた可能性があるとされている。

- ・大阪府では、平成 10 年に自殺者が 2 千人を超えて以降、ほぼ毎年約 2 千人で推移しており、大阪府の自殺者数は、東京都に次いで全国で 2 番目に多い。
- ・自殺死亡率（人口 10 万人に対する自殺者数）においては、全国平均の 24.9 に対し、大阪府は 23.4 となっている。

図 3-3-5-2 最近の自殺者数の推移（人口動態統計より）



イ. 精神疾患に関する医療機関の現状

(ア) 精神科病院数（平成 22 年度 厚生労働省 精神保健福祉資料）

全国 1,629 施設、府 61 施設

(イ) 精神病床数（平成 22 年度 厚生労働省 精神保健福祉資料）

全国 340,392 床、府 19,453 床

(ウ) 精神科を標榜する診療所等（平成 22 年度 厚生労働省 精神保健福祉資料）

全国 3,622 施設、府 312 施設

表 3-3-5-3 大阪府内の精神科病院（精神科病床を有する病院）および精神科・心療内科等を標榜する診療所・一般病院の現況(H24.6.12 大阪府こころの健康総合センター調べ)

地域区分	精神科病院数	診療所等
豊能	6 か所	50 か所
三島	8 か所	26 か所
北河内	8 か所	34 か所
中河内	4 か所	27 か所

地域区分	精神科病院数	診療所等
南河内	6 か所	21 か所
堺市	6 か所	37 か所
泉州	17 か所	28 か所
大阪市	6 か所	186 か所

ウ. 精神保健に関する機関の現状

（ア）保健所等

保健所等は地域における中心的な行政機関として、市町村、医療機関、社会福祉関係機関、家族会および当事者団体等と緊密に連携をはかりながら、こころの健康に関する相談支援や知識の普及、情報提供を行うとともに、精神疾患患者の早期治療の促進など、地域住民の精神的健康の保持向上をはかるための諸活動を行っている。

- ・大阪府 13 か所
- ・大阪市 24 か所（区保健福祉センターに精神保健福祉担当者を配置）
- ・堺市 8 か所（市保健センター8 か所）
- ・東大阪市 3 か所（市保健センター3 か所）
- ・高槻市 1 か所
- ・豊中市 1 か所

なお、大阪府においては、大阪市、堺市と共同して、精神障がい者 24 時間医療相談（こころの救急電話相談）の委託事業を行っている。

（イ）精神保健福祉センター

精神保健福祉センターは、精神保健および精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第 6 条に基づいて、都道府県・指定都市に設置されており、地域精神保健福祉活動の総合的かつ中核的な機関として、精神保健および精神障がい者の福祉に関する知識の普及、調査研究および複雑困難な相談指導等の事業を行うとともに、保健所、市町村その他精神保健福祉関係機関に対し、技術指導、技術援助を行っている。

- ・大阪府 1 か所
- ・大阪市 1 か所
- ・堺市 1 か所

（ウ）市町村

市町村では精神障がい者に対する相談支援事業や精神障がい者保健福祉手帳および自立支援医療に関する窓口事務等が行われており、保健所等と連携をはかりながら、住民により身近な機関として地域精神保健福祉活動が行われている。

また、今後ますます、地域における相談支援体制や障がい福祉サービス等の充実が望まれているため、住民により身近な機関として市町村が設置する基幹相談支援センター、相談支援事業所において精神保健福祉士等の専門職の配置による体制の強化が必要である。

（2）精神疾患の保健・医療体制

ア. めざすべき方向

（ア）患者中心の医療サービスの提供

「主人公は患者である。」という理念を中心に、人権の尊重とインフォームドコンセント

を徹底し、安心・安全な医療サービスの提供を行う。

(イ) 精神疾患の早期発見・早期治療のための相談体制の充実および地域連携の推進

精神疾患を発症した患者が早期に精神科受診に結びつくために、住民への啓発のみならず、保健所等を中心とした地域相談支援体制の充実、かかりつけ医と精神科専門医との連携および医療機関における地域連携を推進する。

(ウ) 精神科救急、身体合併症治療等、医療提供体制における役割分担の明確化

医療機関や薬局等が提供可能な専門サービスを相互に共有し、役割分担の明確化と連携をはかることによって、患者の状態に応じた医療サービスを速やかに提供できる体制を確保する。

(エ) 住み慣れた地域で、必要な支援やサービスを総合的に受けられる体制づくり

精神疾患有する患者が住み慣れた地域で安心して療養生活を送るために、医療のみならず、保健、福祉、介護等との連携が必要不可欠であり、患者およびその家族が適時適切にそのニーズに応じた支援やサービスを受けることができるよう体制の整備をはかる。

(オ) 精神科医療情報公開のさらなる推進

医療機関等が提供できる治療内容や治療実績等についての情報を、積極的に公開することで、住民の立場に立った理解しやすい医療情報を提供するとともに、医療機関間での専門性等を活かした連携体制づくりをはかる。

(カ) 地域精神科医療を支える人材養成

より良い体制の確保を行うためには、現任者の資質の向上と、人材の確保の両面からのアプローチが必要である。特に、退院支援や患者および家族に対する包括的な支援を提供するためには、その中心的な役割を担っている精神保健福祉士等の専門職を、精神科専門機関に配置するだけでなく、市町村や地域の診療所等においても拡充することをめざす。

イ. 病期、状態に応じた保健・医療体制

(ア) 啓発・正しい知識の普及

a. 早期受診・早期治療による精神疾患の重症化予防

精神疾患はその原因の特定が難しく1次予防（発症予防）は困難であると言われているが、府民に対する啓発や正しい知識の普及をはかることによって、精神疾患に対する誤解や偏見を無くし、早期受診・早期治療によって重症化を防ぐ必要がある。

b. メンタルヘルス（こころの健康づくり）の推進

精神疾患の好発年齢を考慮すると、学齢期からの精神保健教育が重要であることから、教育機関や事業所等と連携をはかりながら、ストレス対処能力の強化を含め学齢期からの精神保健教育の充実をはかる。特にアルコール、たばこ、薬物についての正しい知識の普及は、予防の観点においてより低年齢から行うことが重要である。

また、教育機関のみならず職場や地域といった府民生活に関わるあらゆる機会を通じて啓発や正しい知識の普及を行い、府民のこころの健康に対する関心を高めることをめざす。

メンタルヘルスの普及啓発においては住民に身近な市町村の果たす役割が大きいため、今後も保健所等において、市町村の啓発活動を支援しながら地域の医療機関および薬局、当事者団体や自助組織等とも協働し、地域の実情に応じたきめ細かな啓発活動を行っていく。

さらに、過重労働やメンタルヘルス問題など、労働者の産業保健活動の重要性は年々高まっている。一方で、産業医の選任義務のない労働者 50 人未満の小規模事業所は、全事業所の大部分を占めており、これら事業所におけるメンタルヘルス対策は十分とは言えない。今後は、関係機関・団体が緊密な連携・調整の下、産業保健活動の統合的運営を進める必要がある。

（イ）アクセス

a. こころの健康に関する相談支援の充実

府民が適時適切に精神科の治療を受けるためには、相談支援や医療情報の提供体制の整備が重要であり、今後も、保健所等における専門職によるこころの健康相談（相談・訪問）や、早期に適切な専門医療が受けられるような健康危機介入、精神保健福祉センターにおける高度な専門相談等の充実をはかる。

夜間や休日時の相談窓口として設置している、府民に対するこころの救急相談窓口（24 時間電話対応）や警察・消防に対する精神科救急医療情報センターにおいて、引き続き関係団体と連携をはかりながら、24 時間体制で府民の相談等に対応していく。

また、保健所等においては、精神保健福祉法第 27 条（申請等に基づき行われる指定医の診察等）、同第 34 条（医療保護入院等のための移送）などの適正運用に努め、人権を尊重した危機介入を行う。

患者と同様に様々な課題を抱えている家族への支援は重要であることから、精神保健福祉センターおよび保健所等において家族会等との連携をはかりながら家族支援の充実をはかる。

増加傾向にあるひきこもりや薬物依存、発達障がいなどの事例に適切に対応するため、精神保健福祉センターによる保健所や市町村、地域関係機関等への技術支援のより一層の充実をはかる。

b. 精神科未受診者や治療中断者への対応（アウトリーチ支援の充実）

精神疾患が疑われる場合でも、他の疾病に比べ病識の欠如等の理由により精神科未受診者や治療中断者が多い。これらの方々を適切に医療に繋げるため、精神科医療機関からの往診をはじめ訪問看護ステーション、保健所、相談支援事業所等の連携によるアウトリーチ支援の充実をはかる。

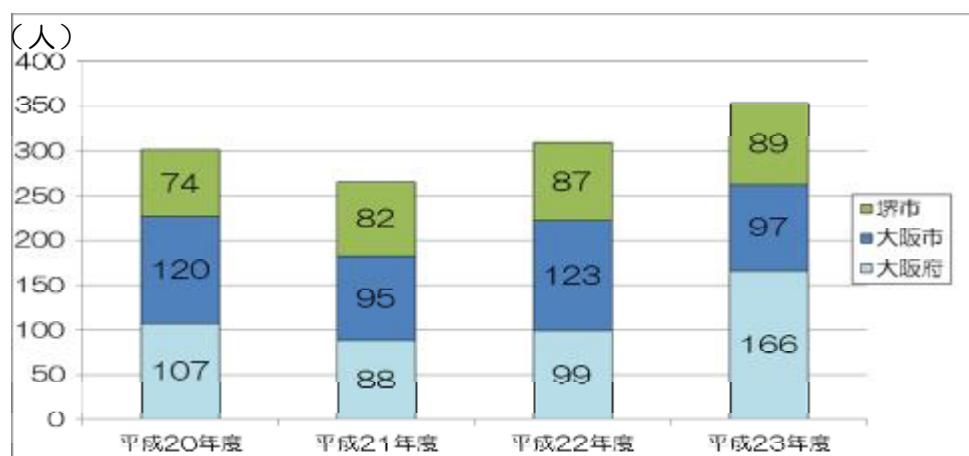
c. 地域におけるかかりつけ医と専門医療機関の連携

うつ病やアルコール依存症および認知症などの精神疾患患者の中には、内科等身体疾患を担当する科で治療を始めるケースや、複数の診療科を次々と受診するなど、専門治療を受ける時期が遅れることがあることから、迅速な精神科受診を勧奨する必要がある。

このため、大阪府では住民により身近なかかりつけ医（一般内科医等）の精神疾患への対応能力を高める目的で、うつ病への対応力向上のための研修会を大阪府医師会に委託しており、加えて適切な時期に専門科受診を促すことができるよう、かかりつけ医と精神科医相互の情報交換やケーススタディ等を通し医療連携を強化する。

保健所等をそのような地域における医療連携推進の中心的な機関と位置付け、ネットワーク機能の充実強化をはかるとともに、地域医療連携クリティカルパスの普及等連携強化に向けた協議を行う。

図3－3－5－4 カカリつけ医うつ病対応力向上研修参加者数の推移



(ウ) 精神科急性症状への対応

a. 精神科緊急・救急医療体制の整備

急性症状に対応するため、大阪府、大阪市および堺市が精神科救急医療情報センターを共同設置し、医療機関の診療時間外においても、警察、救急、関係団体等と連携をはかりながら、府民に対して精神科救急医療の提供を行っている。

さらに、休日や夜間において精神保健福祉法第24条による通報に基づく指定医による診察等が必要な場合でも、大阪府、大阪市および堺市が共同して緊急体制を確保しており、24時間体制で府民の精神科急性症状に対応している。

今後は上記の広域的な精神科緊急・救急医療体制に加え、精神科かかりつけ医等による一次救急、24時間の患者情報提供等を含め、地域においてきめ細く対応できる体制の確保をめざす。また、大阪府などの精神科診療所の多い大都市部では、外来医療の常時対応等が今後の課題である。

図3-3-5-5 精神科救急病院への入院者数・措置入院者数（大阪府）の推移

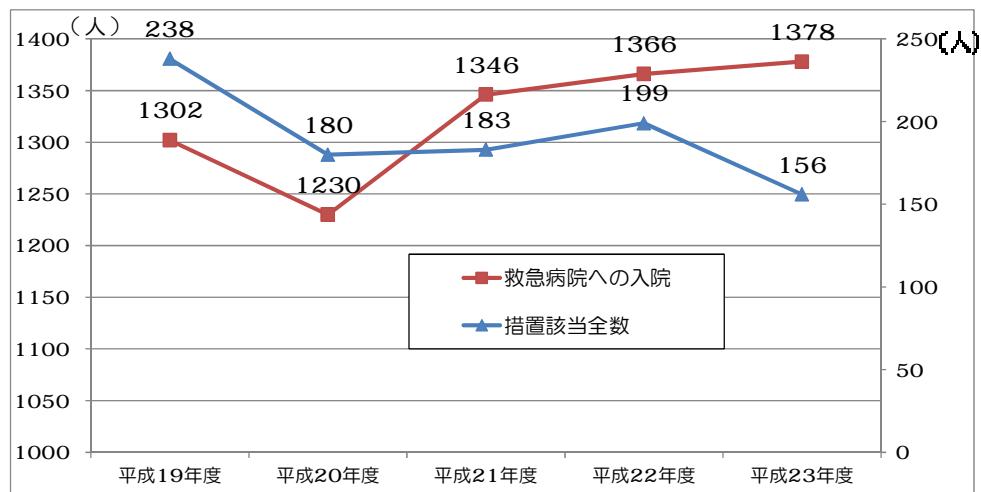


表3-3-5-6 大阪府内の精神科緊急・救急医療体制における医療機関の状況

(医療機関の種類については H24.5.16 現在、名称については H24.10.1 現在)

圏域	病院名	指定	応急	拠点	緊急	特定
豊能	榎坂病院	●				
	大阪大学医学部附属病院	●				
	小曾根病院	●	●		●	
	さわ病院	●	●	●	●	●
	清順堂ためなが温泉病院	●				
	箕面神経サナトリウム	●	■			●
三島	藍野花園病院	●				
	茨木病院	●	●	●		
	大阪医科大学附属病院	●				
	光愛病院	●	●	●	●	
	新阿武山病院	●	■	●		●
	美喜和会オレンジホスピタル	●		●		
北河内	関西記念病院	●	●	●		●
	京阪病院	●	●	●	●	
	寝屋川サナトリウム	●	◇	●	●	●
	阪奈サナトリウム		■	●		
	府立精神医療C	●	●		●	
	国分病院	●	●	●	●	●
中河内	小阪病院	●	■	●		
	阪本病院	●	◇	●	●	●
	山本病院	●	◇			
	青葉丘病院	●				
	大阪さやま病院	●	■	●		
	汐の宮温泉病院	●	●	●	●	●
南河内	丹比荘病院	●	●	●	●	
	吉村病院	●	●	●		

圏域	病院名	指定	応急	拠点	緊急	特定
堺	浅香山病院	●	●	●	●	●
	金岡中央病院	●				
	阪南病院	●	●	●	●	●
	美原病院	●				
泉州	和泉中央病院	●				
	こころあ病院	●	●	●	●	
	貝塚中央病院	●		●		
	楓こころのホスピタル	●				
	関西サナトリウム		●	●		
	木島病院	●	●	●	●	
	久米田病院	●	●	●	●	
	七山病院	●	●	●	●	●
	新いずみ病院	●	●			
大阪市	浜寺病院	●	●	●		
	水間病院	●	●	●	●	
	大阪市大附属病院	●				
	大阪市立総合医療C	●	●		●	●
大阪市	府立急性期・総合医療C	●	●		●	●
	ほくとクリニック病院	●	●	●	●	●

＜医療機関の種類について＞

- 指定＝「指定病院」：都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定された病院。
措置入院の受入れに応じる。
- 応急＝「応急入院指定病院」：急速を要し、保護者や扶養義務者の同意を得ることができない場合に、本人の同意がなくとも、精神保健指定医の診察により 72 時間に限り入院させることのできる病院。
◇の応急入院指定病院は、緊急措置システムおよび精神科救急システム当番日のみの指定。
■の応急入院指定病院は、精神科救急システム当番日のみの指定。
- 拠点＝「精神科救急拠点病院」：休日・夜間等で緊急措置診察を必要としない精神疾患による患者の入院に応じる病院。2次医療圏に準じたブロックごとに当番制により確保されている。
- 緊急＝「精神科緊急病院」：休日・夜間等の緊急措置診察およびその後の緊急措置入院等の受入れに応じる病院。
- 特定＝「特定指定病院・特例措置を探ることができる応急入院指定病院」：緊急その他やむを得ない理由がある場合に、精神保健指定医に代えて特定医師による診察によって、12 時間を限り医療保護入院および応急入院をさせることのできる病院。

（工）身体合併症への対応

a. 精神疾患・身体疾患合併症等救急患者の受入体制の整備

精神科病院入院中の患者が重篤な身体疾患を発症した場合に対応するため、平成 3 年から府内 11 か所の医療機関に身体疾患合併症患者の受け入れを依頼している。

大阪府では大阪府医師会や大阪精神科病院協会等、救急医療や精神科医療の関係者等によるワーキンググループを設置し、精神疾患患者が合併症を発症した場合の受け入れに関する効果的な方策について検討を進めてきた。

今後はこの検討結果等を踏まえ、各々の疾患の緊急性と重症度に応じた速やかな受け入れおよび円滑な転院を可能とする体制の整備をはかり、患者のみならず医療機関の負担やリスクの軽減に繋げていく。在宅の精神疾患患者が身体疾患を合併した場合、対応できる救急医療機関が限られていることから、これらの患者の受け入れ体制を構築することも喫緊の課題となっている。また、身体合併症の治療後、再発防止のためのフォローアップシステムが必要である。

（才）在宅医療および精神科病院からの地域移行・地域定着支援

a. 外来医療や訪問診療等の提供

精神疾患は長期間にわたり治療や服薬、口腔衛生管理等を継続する必要があることから、患者の住み慣れた地域において、患者のニーズに応じた医療が継続的に確保できる支援体制づくりが重要である。

このため、外来診療における訪問診療、訪問看護、訪問薬剤管理等の充実のみならず、精神保健福祉士や臨床心理技術者等の専門職を配置するなどして、患者のニーズや生活状況に応じた医療の提供を行うことをめざす。

b. 地域移行・地域定着支援の推進

大阪府では精神障がい者の人権上大きな問題となっている社会的入院の解消をはかるため、平成12年度から保健所等に自立支援促進会議を設け、市町村、精神科医療機関、福祉サービス事業所等が連携して大阪府精神障がい者退院促進支援事業に取り組んできた。

平成24年度からは、改正障害者自立支援法の施行により、地域移行支援・地域定着支援（※）が創設され、市町村、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として市町村が設置する基幹相談支援センター、相談支援事業所が中心となって精神科病院からの地域移行の促進をはかっていく。

大阪府では、長期入院患者のさらなる退院促進をはかるため保健所による精神科病院への働きかけとともに、市町村および相談支援事業所等、地域の関係機関への協力・支援を行う。

また、従来より大阪府の取組みの中で、地域で暮らす障がい当事者がピアソーターとして入院中の精神障がい者と交流をしたり体験談を発表するなど、地域移行の促進において当事者は重要な役割を果たしており、今後とも、市町村等と連携をはかりながら、精神保健福祉センター等において、こうした当事者活動の育成支援を行う。地域移行の進まない大きな要因の一つに住居確保の問題があり、障がい福祉計画等との連携が重要である。

（※）「地域移行支援」は、精神科病院や障がい者支援施設に入院、入所等をしている障がい者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うもの。「地域定着支援」は、居宅で一人暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うもの。

（力）入院医療

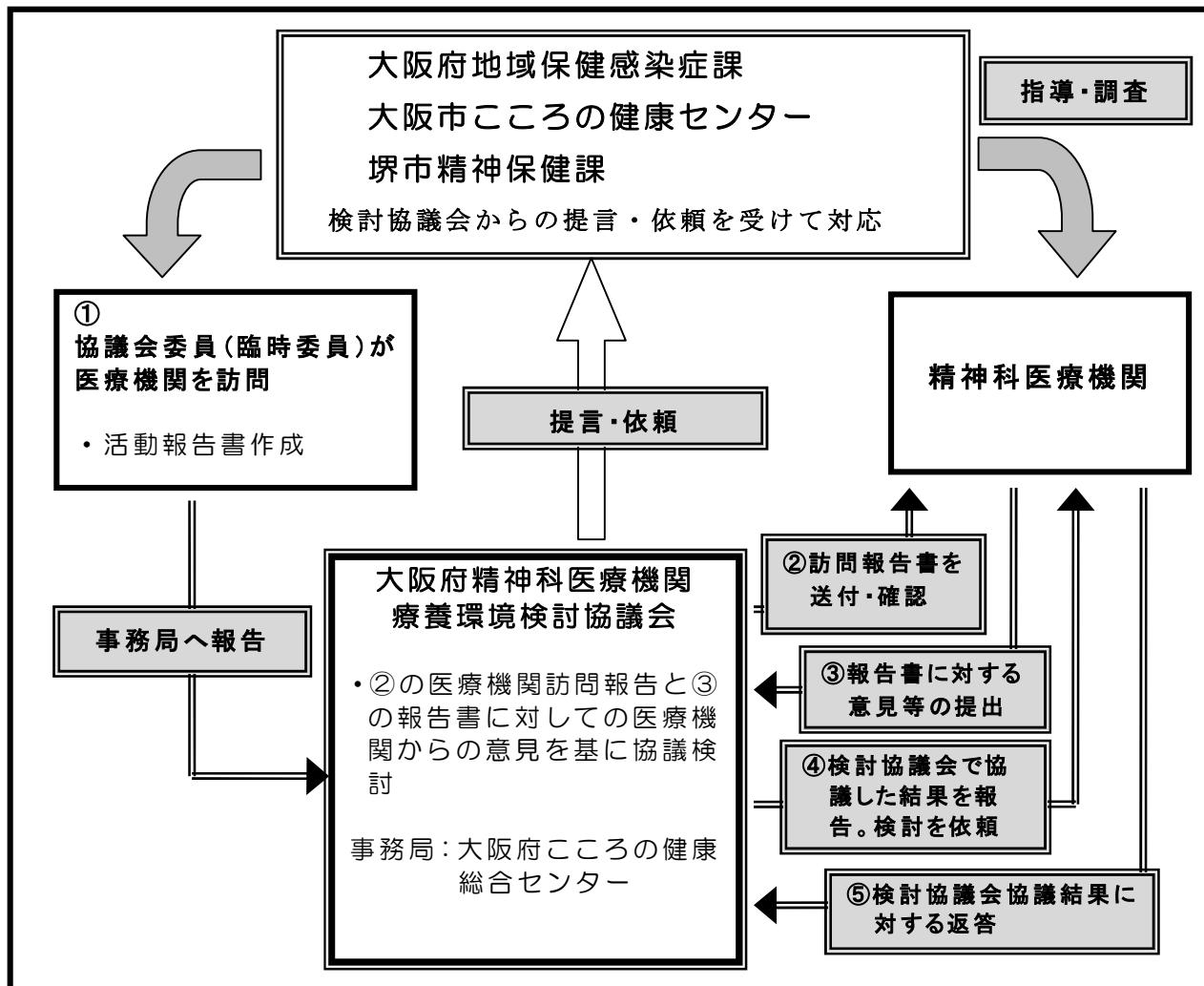
a. 人権尊重を基本とした適正な入院医療の提供

これまでも精神保健福祉法の理念に基づき各機関が適切に対応してきたところであるが、今後も引き続き「大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会」（以下、「協議会」という。）等を活用し一層の療養環境の向上をはかる。

協議会においては病院関係者や独自に活動している当事者団体等から入院患者の療養環境等に関する情報等を収集し、人権を尊重した取り組みについて検証を行い、先進的な取組み等を各医療機関に対して情報発信する。

また、入院患者の療養環境に問題がある場合は協議会で検討した結果を病院に報告し改善を促すとともに、必要に応じて協議会委員が医療機関の視察を行い、改善状況を確認し行政による病院実地指導で指導するべき事案の場合は行政機関との連携をはかる。

図3-3-5-7 大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会・流れと手順(H24.4.1 現在)



ウ. 疾患別に応じた保健・医療体制

(ア) 統合失調症

統合失調症は10～20歳代に好発する精神疾患で、精神科在院患者の60%を占め、入院期間が長期化する傾向が高い疾患である。

このため適切な初期治療を行いできるだけ入院によらない治療を行うとともに、入院患者に対しては早期退院に向けた体制の整備と、地域住民に対しては疾患についての正しい理解を求め、地域生活への定着をはかることが重要である。

精神科病院からの退院患者も含め、地域において継続的な通院治療が受けられるとともに、症状が悪化した際には症状に応じた適切な入院医療が提供できる体制づくりが重要な一方で、治療を行ってもなお重度の精神症状を抱える患者に対しては長期的に療養できる環境づくりが必要である。

(イ) 気分障がい（うつ病など）

気分障がいは近年外来患者数が急増しており、平成20年の患者調査では全国で100万人を超え、精神疾患における外来患者のうち最も多い疾患となっている。

この疾患の特徴として、身体的症状等の発現により初期に精神科以外の診療科を受診することが多い。このため早期発見・早期治療にはかかりつけ医の本疾患に対する対応力を高め、精神科専門医との連携強化をはかるとともに、職域での発症予防、早期治療、復職（リワーク）支援など職場におけるメンタルヘルス対策が必要である。

産業保健領域等との連携およびメンタルヘルスの推進については中小企業等における人事労務担当者等への啓発を行うとともに、事業所向けガイドブックの作成・配布等を行うなどの対策を進める。また、あわせて精神保健医療福祉関係職員や市町村職員に対して、ストレスから起こりうる様々な疾病に関する研修を実施するとともに、様々な機会を通して府民啓発を行うなど、地域社会全体でこころの健康づくりの推進をはかる。

また、中小企業等への産業保健活動支援として、大阪府内に 13 か所ある地域産業保健センターにおいて労働者数 50 人未満の中小規模事業所を対象に地域医師会等と連携した産業保健活動が行われている。

（ウ）認知症

認知症は人口の高齢化に伴い今後ますます患者数の増加が予測される。精神科在院患者の 17%を占め、統合失調症患者に次いで多い。この疾患は地域の介護支援サービスと連携して対応していくことが重要であり、身体合併症を有する割合が高いことも特徴としてあげられる。また、平成 24 年 9 月に認知症施策推進 5 か年計画である「オレンジプラン」が国により策定された。

a. 認知症治療のための医療と介護の連携

認知症については早期の鑑別診断や適切な服薬管理、口腔機能の維持管理といった医療的アプローチとともに、医療と介護の双方のサービスが適切に連携し支援する必要があることから、地域における包括的支援体制の構築が重要である。

そのためには、以下のようないくことが必要である。

- ・ 地域の主治医（かかりつけ医）の認知症への対応力向上を目的にした「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の継続実施
- ・ 認知症サポート医、かかりつけ医、認知症専門医、かかりつけ歯科医、薬剤師、ケアマネジャー等地域で認知症患者を支える関係者が連携し、役割分担を明確にしながら相談から治療・介護まで包括的なサービスを提供するための多職種による連携体制の構築
- ・ 認知症患者においては、行動上の症状悪化を示しやすい夜間にも適切に対応できるよう医療体制の充実が必要である。

b. 早期に正確な鑑別診断等を行うための専門医療機関の整備

大阪府、大阪市および堺市では、認知症疾患の鑑別診断のための人員・検査体制を有するとともに、行動・心理症状（B P S D）や身体合併症に対する急性期治療等を行える病

院を認知症疾患医療センターとして指定している。同センターでは認知症についての専門医療相談、鑑別診断、身体合併症、急性期症状への対応、かかりつけ医との連携、患者・家族への医療・介護サービス情報の提供と相談支援などを行っている。

認知症疾患の鑑別や診断確定を行う専門的な医療機関は、認知症疾患医療センターのほかにも各医療圏域に存在する。そこで、地域での医師会等の取り組みを踏まえ、認知症医療にかかわる様々な医療機能に関する情報を公開し、かかりつけ医からの患者紹介を円滑に行えるようにする。また、認知症疾患医療センターの機能強化および連携を推進するために同センターを中心としたネットワーク機能の充実をはかる。

表3－3－5－8 大阪府内の認知症疾患医療センター(H24.4.1現在)

地域区分	病院名	地域区分	病院名
豊能	さわ病院	堺市	浅香山病院
三島	新阿武山病院		阪南病院
北河内	東香里病院	泉州	水間病院
中河内	山本病院		ほくとクリニック病院
南河内	大阪さやま病院		大阪市立弘済院附属病院
		大阪市	大阪市立大学医学部附属病院

(工) その他

以下の疾患については、上記疾患と比較して患者数は少ないものの、今後ますます医療ニーズの高まりが予想されるため、地域で診察可能な医療機関の情報を提供することにより未受診者の解消をめざす。

- a. 児童期の精神疾患（思春期を含む）
- b. 発達障がい
- c. アルコール依存症
- d. 高次脳機能障がい
- e. てんかん

アルコール依存症について

アルコール依存症は平成15年の全国調査で81万人、その予備軍は440万人と推計されており、平成22年にWHOの総会においても「アルコール有害使用低減のための世界戦略」が採択されている。肝障がいなど多くの身体合併症を伴うが、アルコール依存症の専門医療機関への受診率は低い。このため、かかりつけ医に対するアルコール関連問題の研修を充実させ、精神科専門医はじめ関連機関との連携強化も重要である。

表3-3-5-9 各疾患に対して専門的治療を実施している病院

医療圏	市区町村	病院名	気分障がい	統合失調症	認知症	アルコール依存	児童期の障がい	思春期の障がい	発達障がい	高次脳機能障がい	てんかん	認知行動療法	リワークプログラム
豊能	箕面市	ガラシア病院	○	○	○								
		箕面市立病院	○	○	○						○		
		箕面神経サナトリウム	○	○	○								
		ためなが温泉病院	○	○	○	○		○		○			
	豊中市	さわ病院	○	○	○						○		
		小曾根病院	○	○									
		市立豊中病院	○	○	○							○	
	吹田市	榎坂病院	○	○									
		大阪大学医学部附属病院	○	○	○		○	○		○	○	○	
		千里病院	○		○							○	
三島	茨木市	茨木病院	○	○									
		藍野病院			○								
		藍陵園病院	○	○	○								
		藍野花園病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	高槻市	美喜和会オレンジホスピタル	○	○	○								
		光愛病院	○	○	○		○	○	○		○		
		大阪医科大学附属病院	○	○	○							○	○
		新阿武山病院	○	○	○	○					○		
		高槻病院	○		○								
北河内	枚方市	東香里病院	○	○	○								
		関西記念病院	○	○	○		○	○	○			○	○
		関西医科大学附属枚方病院	○		○								
		大阪府立精神医療センター	○	○		○	○	○	○				
	寝屋川市	寝屋川サナトリウム	○	○	○						○	○	
		京阪病院	○	○								○	
	守口市	関西医科大学附属滝井病院		○	○				○			○	
		松下記念病院			○						○		
	四條畷市	阪奈サナトリウム	○	○	○	○					○	○	
中河内	東大阪市	小阪病院	○	○	○				○				
		阪本病院	○	○	○				○		○	○	
		東大阪市立総合病院	○	○	○		○	○	○		○		
	八尾市	山本病院	○	○	○				○		○	○	
	柏原市	国分病院	○	○	○	○			○	○	○	○	○
南河内	富田林市	吉村病院	○	○	○				○	○			
		丹比莊病院	○	○	○				○	○			
		汐の宮温泉病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		すくよか	○				○		○		○	○	
	大阪狭山市	青葉丘病院	○	○	○							○	
		近畿大学近畿大学医学部附属病院	○	○	○		○	○	○				
堺市	堺市堺区	大阪さやま病院	○	○	○								
		浅香山病院	○	○	○								
		耳原総合病院	○	○	○					○	○	○	
	堺市中区	三国丘病院	○	○	○		○	○	○	○			○
		阪南病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ペルランド総合病院	○	○					○				
	堺市北区	金岡中央病院	○	○	○	○			○				
		大阪労災病院	○										
	堺市美原区	美原病院		○	○							○	

第3章 大阪府における保健医療体制（第3節 5. 精神疾患）

医療圏	所在地	病院名	気分障がい	統合失調症	認知症	アルコール依存	児童期の障がい	思春期の障がい	発達障がい	高次脳機能障がい	てんかん	認知行動療法	リワークプログラム
泉州	和泉市	和泉丘病院	○	○	○						○		
		新いずみ病院	○	○	○	○		○					
		和泉中央病院	○	○	○								
		新生会病院				○						○	
	高石市	浜寺病院	○	○	○	○	○	○	○			○	○
	岸和田市	久米田病院	○	○	○	○		○	○	○	○		
		渡辺病院			○								
		坂根病院	○	○	○			○	○		○		
	貝塚市	水間病院	○	○	○	○				○	○	○	
		貝塚中央病院	○	○	○	○	○	○	○		○		
		木島病院	○	○	○								
		こころあ病院	○	○	○	○							
	泉佐野市	関西サナトリウム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		楓こころのホスピタル	○	○	○								
	泉南市	白井病院	○	○	○					○	○	○	
		紀泉病院	○	○	○				○	○	○	○	
		泉南郡熊取町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
大阪市	大阪市北区	中津病院	○										
		住友病院			○								
		北野病院	○	○	○						○		
	大阪市都島区	大阪市立総合医療センター	○	○	○		○	○	○	○			
		分野病院	○	○	○						○	○	○
	大阪市淀川区	大阪回生病院	○		○								
	大阪市東淀川区	淀川キリスト教病院	○										
	大阪市福島区	大阪厚生年金病院	○		○								
	大阪市西区	日生病院	○										
	大阪市中央区	大手前病院	○	○	○								
	大阪市大正区	泉尾病院	○	○	○								
		ほくとクリニック病院	○	○	○								
	大阪市天王寺区	大阪赤十字病院	○	○								○	
		大阪警察病院	○		○								
	大阪市浪速区	浪速生野病院	○				○	○					
	大阪市生野区	味木病院	○		○								
		共和病院	○		○								
	大阪市阿倍野区	大阪市立大学医学部附属病院	○	○	○		○	○	○				
	大阪市住吉区	大阪府立急性期・総合医療センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

精神科を標榜する医療機関に対する大阪府医療機関医療機能調査（平成24年8月1日現在）

本調査での「専門的治療」とは、「初期治療だけでなく症状や家族関係・生活歴を踏まえ、高度な精神療法、環境調整・投薬などを行うもの」とした。

表3-3-5-10 各疾患に対して専門的治療を実施している診療所

医療圏	市区町村	診療所名	気分障がい	統合失調症	認知症	アルコール依存	児童期の障がい	思春期の障がい	発達障がい	高次脳機能障がい	てんかん	認知行動療法	リワークプログラム
豊能	池田市	正岡クリニック	○	○	○			○	○	○	○	○	
		勝田クリニック	○	○	○			○			○		○
	箕面市	秋澤クリニック	○	○	○	○							
		せんじゅクリニック	○	○	○								
		山口記念診療所	○	○	○								
	豊中市	田中メンタルクリニック	○	○	○			○	○				
		りんどうクリニック	○	○	○						○		
		今井医院	○	○	○							○	
	吹田市	小池診療所	○	○	○							○	
		江本(慶子)内科	○										
		杉山クリニック	○	○	○								
		黒川内科	○									○	
		桂クリニック	○	○	○							○	
		藤田クリニック	○	○	○		○	○	○				
		ひまわり心療内科	○	○	○								
		れいこメンタルクリニック	○	○	○		○	○	○			○	
		明石クリニック	○	○	○								
		赤垣メンタルクリニック	○	○	○		○	○	○				
		都井メンタルクリニック	○	○	○								
		みねさきメンタルクリニック	○	○									
		やまもと内科	○	○	○								
		影山メンタルクリニック	○	○	○							○	
		三田医院	○	○	○								
		みきこクリニック	○		○		○	○	○				
		杉浦こころのクリニック	○	○									
三島	茨木市	井伊医院	○	○									
		千里みおつくしの杜診療所								○	○	○	
		岩井医院	○	○									
		小寺クリニック	○	○	○		○	○	○			○	
		さわらび診療所	○	○								○	
		角谷クリニック	○	○	○			○					
		有希クリニックきとう医院	○	○			○	○	○				
		千里古江台クリニック	○	○							○		
	高槻市	おかもと内科・脳神経クリニック			○						○	○	
		石田診療所	○	○	○	○			○	○	○		
		徳永医院	○	○								○	
		大谷クリニック	○		○								○
		渡辺クリニック	○										
		寺野医院			○								
		宮田クリニック	○	○									
		岡クリニック	○	○			○	○					

第3章 大阪府における保健医療体制（第3節 5. 精神疾患）

医療圏	市区町村	診療所名	気分障がい	統合失調症	認知症	アルコール依存	児童期の障がい	思春期の障がい	発達障がい	高次脳機能障がい	てんかん	認知行動療法	リワークプログラム
北河内	枚方市	横山診療所	○	○	○							○	
		くぎぬき医院	○	○									
		もりクリニック	○	○									
		松村クリニック	○	○	○								
		やまうちクリニック	○	○	○	○		○			○	○	
		ますい心療内科					○	○	○				
		やすだメンタルクリニック	○	○	○			○					
	寝屋川市	渚クリニック	○	○	○						○		
		三家クリニック	○	○	○			○	○	○			
		石田クリニック	○					○					
		キムラクリニック	○	○									
		安原こどもクリニック					○	○	○	○	○	○	
		むらたメンタルクリニック			○						○		
		長尾会クリニック	○	○	○						○		
中河内	守口市	まちだクリニック	○					○	○			○	
		しらゆり園特別養護老人ホーム守口荘診療所		○	○						○		
		加護野神経クリニック	○	○				○	○	○	○	○	○
		松尾医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		さらやあすなろ医院	○	○	○								
		まつもとクリニック	○	○									
		大野クリニック	○										
	四條畷市	特別養護老人ホーム田原荘診療所	○	○	○						○		
		ながお心療内科	○	○	○								
	交野市	さくらクリニック	○	○	○	○			○	○	○	○	○
		田川くすの木クリニック											
	大東市	皆川クリニック	○	○	○								
		ためながクリニック	○	○	○								
中河内	東大阪市	西村クリニック	○	○	○			○	○				
		川田メンタルクリニック	○	○									
		青山メンタルクリニック	○	○	○		○	○			○		
		塚本クリニック	○	○	○					○	○		
		村上診療所	○	○									
		くどうまさしげ診療所	○	○	○			○	○	○			
		のぞみクリニック	○	○	○								
	八尾市	岡田医院	○	○									
		東大阪市立心身障害児通園施設内診療所							○				
		八戸ノ里森口クリニック	○	○	○								
		久米クリニック	○	○									
		東布施辻本クリニック				○							
		博愛堂醫院	○	○	○								
		寿光園診療所			○								
		八尾北医療センター	○	○	○						○		
南河内	柏原市	長井医院	○	○	○						○		
		八尾隣保館成法苑診療所			○								
		久宝寺口こころの健康クリニック	○	○									
		後藤クリニック	○										
		清心会メンタルクリニック	○	○	○								
		特別養護老人ホームはくとう診療所	○	○	○				○		○		
		弓崎いこいクリニック	○	○	○		○	○	○		○		
	藤井寺市	岡田医院	○								○		
		桐田こころのクリニック	○										
		ながいクリニック	○	○	○		○	○	○				
		杉山クリニック	○	○	○				○				
		梶本こころのクリニック	○	○	○		○	○	○				
		岩田記念診療所	○		○						○		
		松本クリニック	○	○	○				○		○		
南河内	羽曳野市	リ内科診療所	○	○	○						○		
		りんクリニック	○	○	○								
		おかじ心療内科	○	○	○	○							
	富田林市	まつしま診療所	○	○	○		○	○	○				
		しばもとクリニック	○	○	○						○		
		特別養護老人ホームくみのき苑診療所	○	○	○						○		
	大阪狭山市	ようちクリニック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		今岡クリニック	○	○	○			○	○	○	○	○	
		溝口医院	○	○	○		○	○	○	○			
		成研会クリニック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	河内長野市	南河内郡太子町	科長の郷	○	○				○		○	○	

第3章 大阪府における保健医療体制（第3節 5. 精神疾患）

医療圏	市区町村	診療所名	気分障がい	統合失調症	認知症	アルコール依存	児童期の障がい	思春期の障がい	発達障がい	高次脳機能障がい	てんかん	認知行動療法	リワークプログラム
堺	堺市堺区	吉田診療所	○	○	○								
		いのはらクリニック					○		○				
		山田医院	○	○	○	○			○	○	○		
		堺わかばクリニック		○	○								
		かめだクリニック	○	○	○	○				○	○		
		三国丘こころのクリニック					○	○	○				
		浅香山病院附属診療所	○	○									
		志水堺東診療所	○	○	○						○		
		藤本クリニック	○	○							○		
	堺市中区	にいがわクリニック	○	○	○			○	○		○		
		東光学園附属診療所	○		○		○	○	○				
		なやクリニック								○			
	堺市東区	くみのき苑ゆらら診療所			○								
		万崎内科神経科	○	○	○						○		
		つるぎ荘診療所			○								
		メリアクリニック	○								○		
	堺市西区	ナカノ・花クリニック	○	○	○	○		○			○		
		藤田クリニック	○	○	○								
		中村医院	○	○	○	○					○		
		山畑医院	○	○	○								
	堺市南区	おおとりよしだクリニック	○	○	○			○			○		
		平子クリニック	○	○									
	堺市北区	重田メンタルクリニック	○	○	○		○				○	○	
		ムカイ・クリニック	○	○									
		東クリニック	○	○	○	○			○		○		
		万代神経科クリニック	○	○	○								
		いなたにクリニック	○	○	○				○				
		長谷川医院	○	○	○						○		
		はなまるメンタルクリニック	○	○	○								
		吉田医院	○		○								
		山口医院	○	○									
		中畑医院	○	○						○			
泉州	和泉市	いずみ中央メンタルクリニック	○	○	○		○	○	○				
		はやし診療所	○	○					○				
		岩橋クリニック	○						○				
	泉大津市	伊賀クリニック	○	○	○							○	
		梶川医院	○		○								
		稻垣診療所	○	○	○	○						○	
	岸和田市	いそかわこころのクリニック	○		○								
		川田クリニック					○						
		クスペ医院	○	○	○		○	○	○				
	貝塚市	河崎会こころのクリニック					○		○				
		さくらクリニック	○									○	○
	泉佐野市	西田外科・内科・眼科	○	○	○						○		
		ゆたかクリニック	○		○						○		
		赤山クリニック	○	○					○				
		そうしん堂クリニック泉佐野	○	○	○	○					○		
	泉南郡熊取町	阿武メンタルクリニック	○	○			○	○					
	泉南郡岬町	特別養護老人ホーム淡輪園診療所	○	○	○				○	○	○		
大阪市	大阪市北区	高橋西梅田クリニック	○	○	○				○		○		
		島田診療所	○	○									
		アイノクリニック	○	○	○								
		オーエービー診療所	○	○	○				○				
		田中北梅田クリニック						○			○		
		斎藤神経科	○	○	○						○	○	
		ジン・クリニック	○	○	○								
		小林堂島クリニック	○								○		
		高石クリニック										○	
		桜橋中川クリニック	○				○		○		○		
		向井メンタルクリニック	○	○								○	
		しんちクリニック	○		○								
		やすたけちえ心のクリニック	○	○	○			○	○				
		すずきクリニック					○		○		○		
		はしろクリニック	○					○				○	○
		松村ストレスクリニック	○									○	
		まきメンタルクリニック	○	○	○			○	○	○			

第3章 大阪府における保健医療体制（第3節 5. 精神疾患）

医療圏	市区町村	診療所名	気分障がい	統合失調症	認知症	アルコール依存	児童期の障がい	思春期の障がい	発達障がい	高次脳機能障がい	てんかん	認知行動療法	リワークプログラム	
大阪市	大阪市都島区	藤井クリニック				○								
		齋藤クリニック	○	○		○	○	○	○					
		ワケノ・クリニック	○	○								○	○	
	大阪市淀川区	木田クリニック	○	○										
		村上医院	○	○										
		天羽医院	○	○	○			○						
		淀川クリニック										○		
		モト心療内科クリニック	○	○	○	○		○		○	○			
		田中クリニック	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
		上野クリニック	○	○	○									
	大阪市東淀川区	新和ヒロカワクリニック	○	○	○									
		田中医院	○	○	○				○					
		平井クリニック	○	○					○	○			○	○
		まきながクリニック			○									
		清水クリニック	○	○	○		○	○	○	○	○			
大阪市	大阪市旭区	あけぼのGMクリニック	○					○				○	○	
		大野クリニック	○	○	○							○		
		松本診療所			○									
	大阪市福島区	中西クリニック	○	○	○							○		
		しじのだ心のクリニック	○											
		南クリニック	○	○	○	○		○			○	○		
	大阪市西淀川区	じょうのメンタルクリニック	○	○	○									
		福島民主診療所	○		○		○	○	○					
		今川クリニック	○	○	○				○					
		おおしたクリニック	○	○										
		北浦クリニック	○	○										
	大阪市福島区	池澤クリニック	○	○	○						○	○	○	
大阪市	大阪市西区	天野医院	○											
		大阪総合医学教育研究会附属診療所	○	○			○	○	○	○	○	○	○	
		阿波座診療所	○	○										
		やまとクリニック	○	○			○	○	○		○			
		野々村クリニック	○										○	
	大阪市港区	つづきクリニック	○	○										
		松本クリニック	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
		田中診療所	○	○	○		○	○	○		○	○		
	大阪市西淀川区	西大阪ホームケアクリニック			○									
		杉島クリニック	○		○	○								
大阪市	大阪市中央区	高階医院	○	○								○		
		高山メディカルクリニック	○	○	○		○	○	○			○		
		高山診療所	○	○	○				○	○				
		坪井メンタルクリニック	○	○			○	○						
		アイクリニック梅村	○											
		円尾神経科クリニック	○	○										
		前久保クリニック	○	○	○					○	○	○		
		なかがわ中之島クリニック	○		○			○				○		
		うえに生協診療所			○									
		心斎橋みやまえクリニック	○	○	○									
		上西クリニック	○	○	○							○		
		小西メンタルクリニック	○	○	○							○		
		ようこころのクリニック	○	○										
		阪尾なんばメンタルクリニック	○	○	○								○	
		ちかまつクリニック	○	○					○			○	○	
		マキムラクリニック	○	○	○									
		オカダクリニック	○	○										
		なかがわ心のクリニック	○	○					○					
		そうしん堂レディスメンタルクリニック	○	○			○	○	○			○	○	
		おおさかメンタルヘルスケア研究所附属クリニック	○	○	○				○	○		○	○	
		大阪市こども相談センター診療所						○	○	○				
		リンダ女子クリニック	○									○	○	
		鮫島こころクリニック	○	○	○				○					
		吉田クリニック	○	○	○								○	
		おかやまクリニック	○	○	○									
		いちメンタルクリニック	○	○	○	○	○		○		○	○		

医療圏	市区町村	診療所名	気分障がい	統合失調症	認知症	アルコール依存	児童期の障がい	思春期の障がい	発達障がい	高次脳機能障がい	てんかん	認知行動療法	リワークプログラム
大阪市	大阪市天王寺区	小出内科神経科	○	○	○						○		
		小杉クリニック本院				○							
		平山クリニック	○	○	○						○		
		こいでクリニック	○	○	○						○	○	
		そんメンタルクリニック	○	○									
		かつもとメンタルクリニック	○	○	○					○			
		つちどクリニック	○	○	○			○			○		
		高クリニック	○	○	○								
		たちメンタルクリニック	○	○		○	○	○	○				
	大阪市浪速区	桧山診療所	○	○	○					○	○		
		なんば太田クリニック	○	○				○			○	○	
	大阪市東成区	柴山神経科クリニック	○	○	○								
		キム診療所	○	○									
		中西心療内科・内科医院	○				○	○	○				
		うえのメンタルクリニック	○	○	○	○			○		○	○	
	大阪市生野区	高島クリニック	○	○	○				○				
		荒川診療所	○	○	○								
	大阪市城東区	つつみクリニック	○	○	○								
		上田医院	○	○	○						○		
		榎並診療所	○	○	○		○		○				
	大阪市鶴見区	かわすみクリニック	○	○									
	大阪市阿倍野区	こころの診療所ハタクリニック	○	○		○							
		みやたクリニック	○	○									
		メンタルクリニックおかだ										○	
		きたはらアミリークリニック	○	○	○								
	大阪市阿倍野区	青空精神科・心療内科	○	○	○							○	
	大阪市住之江区	田村会クリニック	○	○									
	大阪市住吉区	大阪府こころの健康総合センター	○	○			○	○	○				
		たばたクリニック	○	○	○								
		えんどう医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大阪市東住吉区	河崎会クリニック	○	○	○	○						○	
		中村医院本院	○	○	○								
		たけむらクリニック	○	○									
	大阪市平野区	西脇クリニック	○	○	○							○	
		むいメンタルクリニック	○	○	○								
		吉村診療所	○	○									
	大阪市西成区	長坂医院	○	○	○								
		まほら会診療所			○								
		コスモスクリニック花園	○	○	○								
		のぞみクリニック玉出院	○	○									

精神科を標榜する医療機関に対する大阪府医療機関医療機能調査（平成24年8月1日現在）

本調査での「専門的治療」とは、「初期治療だけでなく症状や家族関係・生活歴を踏まえ、高度な精神療法、環境調整・投薬などを行うもの」とした。

（3）今後の方策

ア. 地域精神科医療の連携における保健所機能の強化

住民に身近な機関である保健所の相談支援機能を充実させるとともに、地域の精神科医療機関等の情報を集約し相談者のニーズに応じたよりきめ細やかな情報提供を行うための機能を強化する。

保健所においてはできるだけ入院によらない受療支援を行う一方で、一定期間の入院治療が必要なものに対しては急性期医療を中心とした適正な医療の提供が行われるよう精神科医療機関等と連携をはかりながら受療から退院までの一貫した支援を行う。

地域における関係機関の連携を強化するため、保健所において自立支援促進会議等の実

績を踏まえ、市町村や関係機関等の参画を得た地域連携に係る新たな連携協議の場を設定するなどして地域の医療情報の共有をはかる。また、自殺対策への取組み、かかりつけ医との連携等、他機関と協働して必要な措置を講じる。

イ. 地域医療連携クリティカルパスの普及に向けた検討

精神疾患に限らず、患者の様々な診療計画の情報を関係者が共有することにより、適正かつ安全な医療提供が行える。地域医療連携クリティカルパスはそのための重要な手段のひとつであることから、その一層の普及と活用がはかられるよう課題整理を行う必要がある。

ウ. アウトリーチ支援（訪問支援）体制の確立

長期入院者の退院促進をはかる観点からアウトリーチ支援体制の確立は特に重要であり、今後、精神科診療所、訪問看護ステーション、薬局、保健所、市町村、民間の相談支援事業所の地域関係機関が密接に連携し、できるだけ入院によらない医療の提供や保健、福祉、医療が連携し患者の状況に合わせて包括的支援を行っていく。

精神科未受診者や治療中断の方々を適切に医療に繋げるため、精神科医療機関からの往診をはじめ訪問看護ステーション、保健所、相談支援事業所等の連携によるアウトリーチ支援の充実をはかる。

エ. 精神科医療に関する総合的な協議および連携促進の場のあり方を検討

行政、医療機関、関係団体等の参画による保健医療計画の進捗状況の把握や地域では対応困難な課題の検討、また、地域医療連携クリティカルパスの推進等、今後想定される様々な課題を継続的に協議するとともに連携を促進する場のあり方を検討し、継続的かつ総合的な協議の場を設置する。

【課題】

- 患者中心の医療サービスの提供
- 精神疾患の早期発見・早期治療のための相談体制の充実および地域連携の推進
- 精神科救急、身体合併症治療等、医療供給体制における役割分担の明確化
- 住み慣れた地域で、必要な支援やサービスを総合的に受けられる体制づくり
- 精神科医療情報公開の更なる推進

【取り組み】

- 地域精神科医療の連携における保健所機能の強化
- 地域医療連携クリティカルパスの普及に向けた検討
- アウトリーチ（訪問支援）体制の確立
- 精神科医療に関する総合的な協議および連携促進の場の検討